

令和4年度第2回

四街道市国民健康保険運営協議会会議録

1. 開催日時 令和5年1月31日（火） 午前10時00分から午前11時00分
2. 開催場所 四街道市役所 障害者支援課2階会議室
3. 出席者
《出席委員》
塚本会長、酒井職務代行、原委員、武居委員、
佐久間委員、川上委員、程田委員、木川委員
《事務局》
山崎健康こども部長、川田副参事、高橋国保年金課長、
成島課長補佐、櫻井係長、鈴木主事
4. 傍聴人 0名
5. 議題
 - (1) 令和5年度四街道市国民健康保険税率及び四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（諮問）
 - (2) 令和6年度以降の四街道市国民健康保険税率改定方針について（諮問）
 - (3) 四街道市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則について（報告）
 - ・新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金について
6. 審議の経過
別紙のとおり

令和4年度第2回国民健康保険運営協議会会議録

令和5年1月31日(火) 午前10時から午前11時

四街道市役所 障害者支援課2階会議室

--- 開会 ---

塚本会長

--- 会長挨拶 ---

事務局
(成島課長補佐)

本日は、定数10名中、8名の委員の方々に御出席いただいております。
四街道市国民健康保険条例施行規則第9条に規定する定足数であります委員の半数5名に達しておりますので、会議は成立いたします。
四街道市国民健康保険条例施行規則第7条の規定により、会長が議長を務めることになっております。会長、この後の議事進行をよろしく願いいたします。

議長
(塚本会長)

それでは、皆さま改めましてよろしくお願いいたします。
はじめに会議録の作成についてですが、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」により会議録を作成することとされております。また、発言者名については、同指針の解釈運用基準の規定により、原則として明記することとなっております。本協議会においても明記する取り扱いとすることを令和3年度第1回の会議で確認しております。

議長
(塚本会長)

本日の会議に傍聴者はいらっしゃいますか。

事務局
(成島課長補佐)

傍聴者はありません。

議長
(塚本会長)

では、この会議は運営協議会運営要領第3条の規定により、公開することになっておりますところ、本日の運営協議会の傍聴希望者はいないため、このまま続けさせていただきます。

それでは、次第の4. 諮問について、事務局よりよろしくお願いいたします。

事務局
(成島課長補佐)

それでは議事に先立ち、諮問事項について市長より諮問させていただきます。

市長

--- 諮問書の読上げ ---

<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>それでは、次第の5. 議題の1「令和5年度四街道市国民健康保険税率及び四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。 この議題については、諮問事項となっております。 それでは、事務局からの説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>国保年金課長の高橋と申します。よろしくお願いいたします。 諮問事項となっております議題の(1)「令和5年度四街道市国民健康保険税率及び四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明をさせていただきます。</p> <p>--- 説明 ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問、確認事項がありましたら挙手をお願いします。</p>
<p>木川委員</p>	<p>資料1-2の基金繰入金の令和5年度予算が1億5,738万9千円となっておりますが、資料1-3では、令和5年度の繰入れの見込みが1億7,400万円となっております。この違いについて教えてください。</p>
<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>資料がわかりづらく、申し訳ございませんでした。内部の話にはなりますが、令和5年度当初予算編成時、この2種類の金額で検討を行っておりました。正確な数字は、資料1-2の1億5,700万円当初予算を作成しております。資料1-3の1億7,400万円は誤りですので、(令和5年度の繰入れ見込額は)1億5,738万9千円が正しい金額です。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>他にございますか。</p>
<p>川上委員</p>	<p>先ほどの市長さんのご挨拶にもありましたが、財政が大変厳しいと。そのファクターとして4点程、挙げていたと思いますが、医療費が増大するとか高齢化が進むとか加入者が減少するとか、或いは事業納付金が増加する。こういったことによって、さらに財政が厳しさを増していくであろう、まさにその通りであろうと認識しています。そのような大きな流れの中で今回税率を据置きということで、県の標準保険料率と対比しますと、令和4年度の乖離幅に対してさらに令和5年度に乖離幅が広がっていくということがございます。</p> <p>一方、保険料の増加する要因として何があるかということ、条例改正で課税限度額が引き上げられるというのが増加の要因というところだと思います。</p> <p>そうすると、不足の調整をすべて財政調整基金でやっていくということでございます。この財政調整基金を有効的に活用しながら、ゆるやかな税率の引</p>

	<p>き上げを進めていくということですが、今のような乖離状態を続けると、どこかで枯渇してしまうと思います。調整弁である財政調整基金が近い将来枯渇してしまって、急に保険税率を引き上げる展開を心配しています。</p> <p>もう一点、団塊の世代が今年度、来年度中に後期高齢者医療制度に全て移行する、いわゆる 2025 年問題があります。そうすると本市の国保加入者数というのはかなり極端に減りますよね。減るということは保険料収入がその分減少していくと。給付費も減ると思いますが、収入も減るという中で、もう一度確認します。</p> <p>据置きで乖離が開いていくことに対して、はたしてそれで大丈夫なのか。その後に大きな反動が来て、5 年度、6 年度以降に大幅な引き上げを招くようなことを危険視しなくて大丈夫なのでしょう。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>住民にとって、据え置きは良いことですが、いつまでそういうことができるのか。財政調整基金も限りがある。それなりの見通しがあればきかせてほしい。こういうことでよろしいでしょうか。</p>
<p>川上委員</p>	<p>次の議題とも関連があるので、一括で説明を聞いて質疑も一括で、採決は別々としてはどうでしょうか。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>一括ではなく個別に審議したいと思います。</p>
<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>委員仰せのとおり、財政調整基金の現在の金額が多いのか少ないのかと言われると、不安ではあります。</p> <p>令和 4 年度と 5 年度の県の示す標準保険料率があまりにも高かったので、今回、据え置きとする判断も、非常に悩みました。</p> <p>まず、令和 5 年度の標準保険料率が高くなった要因としては、2 年前の医療費、加入者等の状況をもとに県が算出する事業費納付金、保険料率が示され、令和 3 年度の状況をもとに算出されています。令和 3 年度は新型コロナウイルスの影響による受診控えからの反動で医療費の額が大きく跳ね上がった年でもあります。</p> <p>この先、毎年事業費納付金が上がっていくのか、保険料率が毎年上がっていくのかというのは今の段階では想像がつかないところもあります。</p> <p>今回据え置いた一番の理由としては、乖離しすぎた分を今後少しずつでも埋めていく、その説明をする時間が必要だと考えたためです。</p> <p>本市の国保加入者についても、団塊の世代が 75 歳に到達することで年々減ってきています。それに伴って医療費が減っていけば事業費納付金も減り、税率も下がっていきますが、国保の加入者の割合、年齢別の割合、前期高齢者と言われる 65 歳から 74 歳の割合が約 45%に該当するので、加入者は減少しても医療費はそのまま（減らない）と考えております。</p>

	<p>歳入として増えるものは保険税の収入ですが、四街道市の収納率は、県内では悪い方になります。ただし、収納率が悪いことへの対策はしており、保険税の滞納繰越分の管理を収税課で行って、(他の税目と)一括管理を行っております。また、令和4年度から保険税の納付を原則として口座振替で行うという規則(市保険税条例施行規則)をつくり、収納率の向上に努めているところでございます。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>川上委員、いかがですか。</p>
<p>川上委員</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>他にご質問・ご意見はございますか。</p> <p>--- 特になし ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>ご質問・ご意見は出尽くしたようです。</p> <p>それでは、この議題につきましては諮問を受けておりますので皆様にお諮りしたいと思っております。特に修正等意見がありませんでしたので、「令和5年度四街道市国民健康保険税率及び四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、当協議会として、事務局案が妥当である旨、市長に答申することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>全員一致です。</p> <p>また、答申書の作成につきましては、私に一任いただきたいのですが、皆さまよろしいですか。</p> <p>--- 異議なし ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>それでは、そのように扱わせていただきます。</p> <p>続きまして、議題の2「令和6年度以降の四街道市国民健康保険税率改定方針について」を議題といたします。</p> <p>この議題についても、諮問事項となっております。</p> <p>それでは、事務局からの説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>諮問事項となっております議題(2)、「令和6年度以降の四街道市国民健康保険税率改定方針について」ご説明します。</p> <p>--- 説明 ---</p>

<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。 財政調整基金を使いながら緩やかに改定をしていきたいということなのですが、調整基金はそれほどあるわけではない、とのこと。ただいまの説明に対して、ご意見なり確認事項あれば挙手をお願いします。</p>
<p>川上委員</p>	<p>県が示している標準保険料率に対して各市町村が、本市のように下振れをしているのか、他の市町村はみな合わせているのか、或いは上乘せをしなければならないのか、千葉県内の各市町村の現状というのは県からの資料でフィードバックされているのでしょうか。今日でなくても構わないので3つの区分けで何市ある程度でもいいので示していただくと参考になります。</p>
<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>他の市町村の税率改定はどうなっているのか、詳しい資料は次回の会議の際に示したいと思いますが、千葉県内のほとんどの市町村は税率改定を行っていません。財政調整基金を繰り入れて、税率を据置きとしています。ただ、大きな市ですと、財政調整基金の残高も多くないとやりくりができませんので、例えば千葉市は、毎年税率改定を行っています。税率改定を行っているところは県内54市町村の内、約10市町村程度が、毎年ではないが、税率を上げていると思います。ただ、税率を上げる際には、財政調整基金を使いながら、無くなってきた頃に上げていく、というような流れで上げているはずで、毎年税率を改定しているのは10市町村程度だったかと思います。</p>
<p>川上委員</p>	<p>法定外繰入はございますか。</p>
<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>四街道市は法定外繰入を行っておりません。赤字補填のための法定外繰入をした場合、それを解消するための計画を作らなければならない、その計画の中で税率を上げなければいけない、結局は税率を上げないと赤字補填が認められないところではあります。四街道市は今のところ県内の他市町村よりは定期的に税率改定をしてきましたので健全な事業運営をしているものと思います。</p>
<p>川上委員</p>	<p>それに関連して、改定方針（案）に示されております改定について、本市としては、法定外繰入は行わない明確な方針を打ち出すということと、それを言い換えると、財政調整基金が底をつけば、すべて保険料率の改定でまかなっていくということの裏返しの表現と理解してよろしいですか。</p>
<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>その通りでございます。歳入としては保険税収入もありますので、その状況も見ながら予算上は組み立てていくということでございます。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>財政調整基金の状況は厳しいですね。そのため、緩やかにできるかはわかりませんが、税率を上げていかざるを得ないですね。安心するほど財政調整基金を持っていないと感じました。</p>

	<p>他に質問はありますか。</p>
<p>川上委員</p>	<p>今国会でも議論されていますが、新型コロナウイルスが2類から5類になるとのことですが、その場合、国保財政に対する影響は見えるのでしょうか。</p>
<p>事務局 (高橋課長)</p>	<p>2類から5類になった場合、自己負担3割、残りの7割分は、国保加入者は国保が払うのかどうか、そのあたりはまだ国から、それに対する財源の補填をするということは正式に何も来ていないのでわからないという状況でございます。仮に季節性インフルエンザ、通常のかぜと同じように自己負担3割、残りの7割を保険給付費で払うとなれば、影響してくるのは事業費納付金、ゆくゆくは保険税率に影響してくることになると思います。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>他にご質問・ご意見はございますか。</p> <p>--- 特になし ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>ご質問・ご意見は出尽くしたようです。</p> <p>この議題についてはまた諮問を受けておりますので、皆様にお諮りしたいと思っております。「令和6年度以降の四街道市国民健康保険税率改定方針について」、当協議会として、事務局案が妥当である旨、市長に答申することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>全員一致です。</p> <p>こちらの答申書についても、私に一任いただきたいと思いますと思うのですが、皆さまよろしいですか。</p> <p>--- 異議なし ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>それでは次に議題の(3)「四街道市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (櫻井係長)</p>	<p>国民健康保険係長の櫻井でございます。</p> <p>私からは議題の(3)「四街道市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則について」をご説明します。</p> <p>--- 説明 ---</p>
<p>議長 (塚本会長)</p>	<p>ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見はありますか。</p>

<p>議長 (塚本会長)</p> <p>事務局 (高橋課長)</p> <p>議長 (塚本会長)</p> <p>議長 (塚本会長)</p>	<p>--- 特になし ---</p> <p>ご質問・ご意見はないようです。 それでは最後になりますが、次第の6. その他について事務局から何かございますか。委員の皆さまから何かございますか。</p> <p>次回の協議会につきましては2月21日火曜日午後2時半からの開催を予定しております。</p> <p>事務局からの連絡事項がありました。委員の方からは何かございますか。</p> <p>--- 特になし ---</p> <p>それでは、本日の会議は以上としたいと思います。 皆様、お疲れ様でした。</p>
--	---